



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

欧州

2017年10月13日

まだ話し合いが続いている、欧州銀行同盟

欧州債務危機では通貨ユーロの構造的な問題が浮かび上がりました。欧州当局は構造問題解消に向け、遅れていたユーロ圏共通の預金保険制度の創設を再提案しましたが、まだ、課題も多く、前途多難と思われます。

欧州預金保険スキーム(EDIS): 欧州委、共通預金保険で新提案、2018年創設目指す

欧州連合(EU)の行政執行機関である欧州委員会は2017年10月11日、ユーロ圏の将来の金融危機に備える「銀行同盟」創設に向け、ユーロ圏共通の預金保険制度の創設で合意できるよう欧州議会、加盟国に要請しました。銀行同盟を巡っては2014年11月に銀行の監督、2016年1月に銀行の破綻処理で一元化は合意が見られ、各制度はスタートしています(図表1参照)。しかし、3本柱の最後の一つである預金保険制度はEUの提案に対しドイツや北欧諸国が反対、創設が遅れています。

どこに注目すべきか:

銀行同盟、ユーロ圏預金保険制度、公平性

2010年頃から2013年頃まで欧州を襲った欧州債務危機で、通貨ユーロの構造的な問題が浮かび上がりました。欧州当局は構造問題解消に向け、遅れていたユーロ圏共通の預金保険制度の創設を再提案しましたが、まだ、課題も多く、前途多難と思われます。

ユーロ圏には共通財政がないなど未解決の構造問題が残されていますが、3本の柱で構成される銀行同盟も共通の預金保険制度が未整備と道半ばの状況です。

ユーロ圏の各国個別に10万ユーロを枠に、預金保険制度が整備され、例えば、ドイツの銀行補償機構やフランスの預金保険公社などがあります。問題はユーロ圏共通の預金保険制度がないことです。ユーロ圏で預金保険制度がない場合の問題点として、欧州債務危機時に見られたこととして、預金の移転が懸念されます。信用度が低かった南欧の国々の預金が圏内の中核国へのシフトが見られました。このような移転は経済にマイナスとなることが懸念されます。経済状態が悪化していることで信用力が低下している国から、預金シフトでさらに銀行預金が流出すれば、景気回復に必要な資金が減少、景気をさらに悪化させる恐れがあるからです。反対の状況も考えられます。ドイツがユーロ圏共通の預金保

険制度の創設に消極的(反対)であった理由は、共通の預金保険制度により預金の安全性が高まると、ドイツの預金が流出する恐れがあるためと見られます。また共通の制度が出来た後に、再び欧州債務問題のような危機が発生すればドイツの負担が過大になるという「負担の公平性」も懸念されます。EUは2015年(2016年に修正報告案)にユーロ圏の共通預金保険制度を提案(EDIS規則案)、共通の預金保険基金を作り、当初は各国既存の預金保険制度と併用し、2024年からは共通の基金だけで対応する案を提案しましたが、ドイツなどの反対で、結局棚上げとなっていました。

今回のEUの新たな提案では、(24年に)共通基金だけで預金保護に対応するという案を取り下げています。新提案は2019年に共通預金保険制度の基金を創設、第1段階では各国ごとの預金制度が不足した場合に共通基金が支援するとしています。次の段階では、不良債権処理の動向を判断して、各国預金保険と、共通預金保険が保護に対応するという内容で、国の制度を残すことが特色です。共通預金制度によるドイツなどの負担に配慮した内容で、欧州らしい妥協案とも見られます。銀行監督や破綻処理が一元化されている一方で、預金保険制度が遅れている状況が憂慮されていただけに、合意が早まる可能性が高まった点はプラスと見られます。ただ、妥協案の詳細は不明で検討する必要がありますが、ドイツの言い分は、ユーロのメリットは享受するが、負担は回避というようにも受け止められます。まだ、注視が必要な状況と思われます。

図表1: 欧州銀行同盟3本の柱のイメージ



出所: 各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。